## 前橋市における法人市民税法人税割の税率を改正しました

## 1 法人税割の税率について

前橋市の改正後の法人税割税率は下記のとおりです。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度(又は連結事業年度)から適用になります。

	法人税割税率				
改正前	14.7%				
改正後	12.1%				

## 2 予定申告の経過措置について

予定申告の法人税割は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額に「6/(前事業年度又は前連 結事業年度の月数)」を乗じて算出しますが、<br/>
平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度又 は最初の連結事業年度の予定申告については、「4.7/(前事業年度又は前連結事業年度の月数)」 を乗じて算出します。

事業年度開始年月日	予定申告の法人税割額						
<b>事未干及册如千万</b> 口	了是中日仍為入杭門檢						
~平成 26 年 9 月 30 日	前事業年度又は前連結事業年度 の法人税割額	× -	6				
			(前事業年度又は前連結事業年度の月数)				
平成 26 年 10 月 1 日	前事業年度又は前連結事業年度	×	4. 7				
~							
平成 27 年 9 月 30 日	の法人税割額		(前事業年度又は前連結事業年度の月数)				
平成 27 年 10 月 1 日~	前事業年度又は前連結事業年度 の法人税割額	× -	6				
			(前事業年度又は前連結事業年度の月数)				

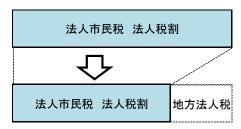
- お問い合わせ先

前橋市役所 市民税課 法人市民税係 電話:027-898-6209(直通)

## 前橋市からのお知らせ《重要》

- Q. 1 法人市民税の法人税割税率が改正された理由を教えてください。
- A.1 平成26年度税制改正で、地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために、法人市民税法人税割の税率を引下げ、その引下げ相当分について地方法人税が創設されました。 なお、地方法人税は国税であり、地方交付税の財源とされます。

イメージ図



- Q. 2 法人市民税の法人税割税率は、全国の市町村すべて同じですか。
- A.2 各市町村で異なります。前橋市の改正後の税率は12.1%です。
- Q.3 仮決算による中間申告をしていますが、税率はどうなりますか。
- A.3 仮決算による中間申告をする法人は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度の中間申告から改正後の税率12.1%を適用します。
- Q. 4 なぜ予定申告の法人税割額の算出方法が1年だけ変わるのですか。
- A.4 通常の算出方法のままでは中間申告額が過大になってしまうため、平成26年10月1日以後に 開始する最初の事業年度又は最初の連結事業年度の予定申告については、算出方法が異なります。 経過措置のため、次の事業年度では通常の算出方法に戻りますので注意してください。

3月決算法人を例にあげると、事業年度と税率適用は次のとおりです。

事業年度	中間申告			確定申告	
	申告納付期限	予定申告の算出	仮決算による 中間申告の税率	申告納付期限	確定申告の税率
平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日	平成 26 年 11 月 31 日	6 / (前事業年 度又は前連結事業年 度の月数)	14.7%	平成 27 年 5 月 31 日	14.7%
平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 27 年 11 月 31 日	4.7/(前事業年 度又は前連結事業年 度の月数)	12. 1%	平成 28 年 5 月 31 日	12.1%
平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 28 年 11 月 31 日	6 /(前事業年 度又は前連結事業年 度の月数)	12. 1%	平成 29 年 5 月 31 日	12.1%

※地方法人税・群馬県の法人県民税に関しては、下記へお問い合わせください。

地 方 法 人 税 :最寄りの税務署

群馬県の法人県民税:群馬県前橋行政県税事務所 電話 027-234-1800